

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 27 回 国家への自由 (1)

1. 参政権

- ・ 国民が主権者として国の政治に参加する権利を参政権という。公務就任権（公務員となる資格）も広義の参政権に含まれるが、参政権で特に問題になるのは、公職の選挙権と被選挙権である。
- ・ 選挙権の法的性格については、選挙人としての地位に基づいて公務員の選挙に関与する公務とみるか、国政への参加を国民に保障する権利とみるかについて、争いがある。通説は、公務としての側面と権利としての側面とをあわせもつと解している。
- ・ 近代選挙法の基本原則として、普通選挙の原則、平等選挙の原則、自由選挙の原則、秘密選挙の原則、直接選挙の原則の 5 つが挙げられる。
- ・ 国民の選挙権またはその行使を制限することは原則として許されず、また、制限するにはやむを得ないと認められる事由がなければならない（在外国民選挙権訴訟最高裁判決（最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁））。
- ・ 選挙運動の自由は、本来、日本国憲法 21 条 1 項の表現の自由として保障される。しかしながら、公職選挙法は、選挙の公正という見地から、事前運動の禁止（129 条、239 条 1 項 1 号）、戸別訪問の禁止（138 条、239 条 1 項 3 号）、文書図画の規制（142～147 条、243 条 1 項 3 号～5 の 2 号）、選挙における報道・論評等の規制（148 条 3 項、235 条の 2 第 2 号）等の規定を設け、選挙運動の自由を厳しく制限している。

- 判例は、事前運動（最大判昭和 44 年 4 月 23 日刑集 23 卷 4 号 235 頁）、戸別訪問（最判昭和 56 年 6 月 15 日刑集 35 卷 4 号 205 頁）、選挙運動期間中の法定外文書の頒布・掲示（最大判昭和 30 年 3 月 30 日刑集 9 卷 3 号 635 頁）、選挙運動期間中の報道・評論（最判昭和 54 年 12 月 20 日刑集 33 卷 7 号 1074 頁）について、いずれも選挙の公正という見地から、合憲と判示している。

【宿題】議員定数不均衡訴訟最高裁判決（II-148、II-153、II-150）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q27 選挙権及び選挙制度に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。
- ア. 憲法は、国民主権の原理に基づき、国民に対して、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利の保障は認めているが、投票をする機会の平等までは保障していない。
 - イ. 選挙運動の 1 つの手段である政見放送において、政見放送の品位を損なう言動を禁止した公職選挙法第 150 条の 2 の規定に違反する言動がそのまま放送される利益は、法的に保護された利益とはいえ、したがって、上記言動がそのまま放送されなかったとしても、法的利益の侵害があったとはいえない。
 - ウ. 憲法は、両議院の議員の選挙において投票をすることを、一定の年齢に達した国民の固有の権利として保障しており、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない。